

1 議 事 日 程 (2 日 目)

〔平成17年太宰府市議会第1回(3月)定例会〕

平成17年3月3日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 選挙第1号 太宰府市選挙管理委員会委員及び補充員選挙について
- 日程第2 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第3 議案第1号 太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第4 議案第2号 財産の取得(史跡地)について
- 日程第5 議案第3号 市道路線の認定について
- 日程第6 議案第4号 福岡都市圏の市町のスポーツ施設等を相互に他の市町の住民の利用に供することに関する規約の制定に関する協議について
- 日程第7 議案第5号 筑紫公平委員会設置規約の一部変更に関する協議について
- 日程第8 議案第6号 筑紫地区介護認定審査会の共同設置に関する規約の一部を変更する規約の協議について
- 日程第9 議案第7号 福岡都市圏広域行政推進協議会を設ける市町村の数の減少及びこれに伴う福岡都市圏広域行政推進協議会規約の一部変更に関する協議について
- 日程第10 議案第8号 福岡都市圏広域行政事業組合を組織する市町村の数の減少及びこれに伴う福岡都市圏広域行政事業組合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第11 議案第9号 福岡都市圏競艇等事業組合を組織する市町村の数の減少及びこれに伴う福岡都市圏競艇等事業組合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第12 議案第10号 福岡都市圏の市町村の図書館等を相互に他の市町村の住民の貸出利用に供することに関する規約の一部変更に関する協議について
- 日程第13 議案第11号 筑紫地区介護認定審査会事業特別会計条例の制定について
- 日程第14 議案第12号 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第13号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第14号 議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第15号 太宰府市立運動公園設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第16号 太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第17号 太宰府市文化財保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第18号 太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について

日程第21 議案第19号 太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について

日程第22 議案第20号 太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

日程第23 議案第21号 平成16年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について

日程第24 議案第22号 平成16年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第25 議案第23号 平成16年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第2号）について

日程第26 議案第24号 平成16年度太宰府市水道事業会計補正予算（第3号）について

日程第27 議案第25号 平成16年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第3号）について

2 出席議員は次のとおりである（20名）

1番	片井智鶴枝	議員	2番	力丸義行	議員
3番	後藤邦晴	議員	4番	橋本健	議員
5番	中林宗樹	議員	6番	門田直樹	議員
7番	不老光幸	議員	8番	渡邊美穂	議員
9番	大田勝義	議員	10番	安部啓治	議員
11番	山路一恵	議員	12番	小柳道枝	議員
13番	清水章一	議員	14番	佐伯修	議員
15番	安部陽	議員	16番	田川武茂	議員
17番	福廣和美	議員	18番	岡部茂夫	議員
19番	武藤哲志	議員	20番	村山弘行	議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（25名）

市長	佐藤善郎	助役	井上保廣
収入役	松島幹彦	教育長	關敏治
総務部長	平島鉄信	地域振興部長	石橋正直
市民生活部長	関岡勉	健康福祉部長	古川泰博
建設部長	富田讓	上下水道部長	永田克人
教育部長	松永栄人	監査委員事務局長	花田勝彦
総務部次長	松田幸夫	地域振興部次長	三笠哲生
健康福祉部次長	村尾昭子	総務課長	松島健二
行政経営課長	宮原仁	財政課長	井上義昭
地域振興課長	大藪勝一	市民課長	藤幸二郎
国保年金課長	木村裕子	用地課長	陶山清

上下水道課長 宮原 勝美

社会教育課長 志牟田 健次

文化財課長 木村 和美

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 白石 純一

議事課長 木村 洋

書記 伊藤 剛

書記 満崎 哲也

書記 高田 政樹

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第1回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~

日程第1 選挙第1号 太宰府市選挙管理委員会委員及び補充員選挙について

議長（村山弘行議員） 日程第1、選挙第1号「太宰府市選挙管理委員会委員及び補充員選挙について」を議題とします。

選挙第1号につきましては指名推選委員会を設置しておりますので、委員長の報告を求めます。

指名推選委員会委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 3月1日の本会議において、選挙第1号「太宰府市選挙管理委員会委員及び補充員選挙について」は、選挙管理委員及び補充員の指名を指名推選委員会に付託されました。3月1日の議員協議会終了後、委員全員出席のもとに委員会を開き、選挙管理委員及び補充員の指名者を決定しましたので、報告いたします。

選考基準としまして、地域割、男女、年齢等を考慮した執行部からの推選案をもとに審査を行いました。審査において推選案に対する委員からの異議はなく、採決の結果、お手元に配付しております推選結果表のとおり、選挙管理委員会委員に陶山憲一氏、添田清隆氏、宮本守道氏、八尋セイコ氏、補充員に平島秀一氏、高村良三氏、鶴田伸生氏、本村チエ子氏を指名することで、全員一致で決定いたしております。

また、補充員の委員への補充順位は、結果表に記載されている順位によるものといたします。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ここで改めて当選人を報告いたします。

太宰府市選挙管理委員会委員に陶山憲一氏、添田清隆氏、宮本守道氏、八尋セイコ氏、補充員に第1位平島秀一氏、第2位高村良三氏、第3位鶴田伸生氏、第4位本村チエ子氏。

以上のとおり決定いたしました。

なお、当選人には会議規則第31条第2項の規定により、別途文書で告知いたします。

~~~~~

日程第2 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（村山弘行議員） 日程第2、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

諮問第1号を諮問のとおり適任として答申することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、諮問第1号は諮問のとおり適任として答申することに決定しました。

答申（適任） 賛成19名、反対0名 午前10時04分

~~~~~

日程第3 議案第1号 太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議長（村山弘行議員） 日程第3、議案第1号「太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号を同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第1号は同意されました。

同意 賛成19名、反対0名 午前10時05分

~~~~~

日程第4 議案第2号 財産の取得（史跡地）について

議長（村山弘行議員） 日程第4、議案第2号「財産の取得（史跡地）について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可します。

17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） 財産の取得、議案書で言えば7ページ、番号でいきますと32番、33番の財産の取得について、これ以前に現状のまま建物を利用できないかということ、何回か発言したことがございますが、現状もう既に取り壊しされておりますが、ここの箇所について現状変更の届け出をいつごろされておったのか。

それともう一点は、ここの利用を今後どのようにされようとしておられるか、この2点についてお伺いをしたいと思います。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） ご質問の32番、33番の土地の購入につきましては、当該地は建物が建っている土地であり、そのことから建物が支障となるため、建物移転補償をいたしております。

なお、建物の現状変更につきましては既に補助金申請の段階で、県を通じて文化庁の許可をいただいております。

2番目のご質問の今後の活用につきましては、本年度に策定いたしました文化財保存活用計

画の中の水城跡の整備活用方針に基づき、今回購入する土地とその周辺も含めて、平成17年度事業として整備、活用を図っていきたいと考えております。具体的には、予算の範囲内で案内板の設置や広場の整備など、国、県と十分協議しながら、維持管理上のことも含めて整備したいと考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） その現状変更の届出は何年何月ごろっていうのは大体、教えてもらえないんでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 現状変更の申請につきましては、平成16年の春ごろ申請をしたということです。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） わかりました。

これ全体的なことになりますが、要望としてお願いをしておきたいんですが、過去何遍も質問したり、いろいろしてますけども、いわゆる水城堤防の福岡寄りの方の買い上げ作業というのが進まない。そうすると、この水城堤防の利用というのがなかなか前に進まない原因もそこにあるのではないかというふうに思われます。ぜひ今後積極的にこの水城堤防の福岡側寄りの買い上げ作業をですね、ぜひ急いでやっていただきたいと、これを要望して私の質疑を終わります。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員の質疑は終わりました。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第2号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第2号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時10分

~~~~~

日程第5 議案第3号 市道路線の認定について

議長（村山弘行議員） 日程第5、議案第3号「市道路線の認定について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めま

す。

議案第3号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第6 議案第4号 福岡都市圏の市町のスポーツ施設等を相互に他の市町の住民の利用に供することに関する規約の制定に関する協議について

議長（村山弘行議員） 日程第6、議案第4号「福岡都市圏の市町のスポーツ施設等を相互に他の市町の住民の利用に供することに関する規約の制定に関する協議について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可します。

13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） ここに平成9年6月の定例議会の会議録があるわけですが、スポーツ施設の相互利用について、公明党として福廣議員がこの相互利用について質問をされまして、進めていくことを提案したわけですが、長い年月を経て今回こういう形でこの協議が調ったということで、非常に大きな成果を得たなと私は思っております。

こう読ませていただいて、少し幾つかわからないのがありますのでお尋ねをさせていただきたいと思いますが、スポーツ施設及びこれに準じる施設っていうのがあるわけですね。これは、非常にどこまでの範囲を指すのかっていうのがよくわからないわけですが、例えば小学校のグラウンド等も含まれるのか。これは、それぞれの自治体の中に、こういうのがスポーツ施設及びこれに準じる施設ですよということが条例等に明記されているのかどうかですね、規則か何か知りませんが、そういうのがあるのかどうか。要するに、こちら側から申し込みをする場合に、この施設はこの利用の中に入るのかどうなのかというのがわからないわけですね。そういったものが明確にされているのかどうかっていうことと、それから利用する側の立場からいくと、これだけの非常にたくさんの広域があるわけですが、こういった施設が利用できますよといった一覧表等をですね、やっぱりつくる必要があるんじゃないかと思うんですが、そういったことの話合いがなされているのかどうか。

それから2点目にですね、利用方法につきまして料金がですね、どのように設定されるのか。それぞれの自治体の条例とか規則があるわけですが、市内あるいは市外という料金があるわけですが、これはそれぞれの広域利用ということで、この料金体系ですね、この体系がどうなってるのか。大きく分けて、要するに施設の範囲それから利用方法についてですね、ご

説明をいただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） ただいまのご質問の小学校のグラウンド等が含まれるかという、教育施設についてでございますが、広域利用の対象施設とはなっておりません。

今回、スポーツ施設の相互利用については、福岡都市圏広域行政推進協議会の構成市町でスポーツ施設の広域利用を行うことによりまして、住民ニーズに対応した行政サービスの向上や、人的交流の拡大による圏域の一体感の醸成を目的として実施をされるものであります。

利用、予約の方法につきましては、各市町が定めたそれぞれの規則によるものとなっております。地域住民を優先する必要があるなど、予約時期、方法は各自治体の判断で設定できることとなっております。したがって、本市におけるスポーツ施設については現在市外の住民も使用することができ、利用方法についても従来と何ら変わることはございません。

ただし、施設の利用料金につきましては、本市では市民プール以外のスポーツ施設において市内・市外料金を設定いたしております。

広域利用の基本方針におきましては、原則的に市内・市外料金の格差を設けないことになっておりますが、当面は現状の料金体制で実施する方向で、将来的には料金格差の解消を目指す所存でございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 答弁いただいて、何かわかったようなわからんような感じなんですが、要は私たちがよその自治体を利用するときに、これは要するにこの中に含まれてるスポーツ施設等に入るのかどうかというですね、相互利用の中の対象になるのか。どここの例えば、筑紫野市の何かを借りたいといったときに、この中に入るかどうかってわからんわけですね。それはもう各自治体にそれぞれ問い合わせなさいということなのか、それとも太宰府市としてこれだけの、たくさん膨大にありますので、太宰府市のどここの窓口に行けばこういう施設は使えますよといった一覧表みたいなのを作成する気はないのかと。要するに、市民が行っても、どっかに行って聞けばわかる方法はどうしたらわかるのかってということをお聞きしてるんであって、このスポーツ施設というのは非常に概念が、今言ったように小学校のグラウンドとか中学校のグラウンドがどうかとか、1つだけでも例をとっただけでもそういうことがありますので、せっかくしたもんですから、よりわかりやすい方法ができないかということですか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） スポーツ施設でございますけれども、例えば野球場であるとかテニスコート、体育館あるいはプールといったものでございまして、どの範囲にするかということにつきましては、明確にすることにつきましては今後の協議でございます。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） ひとつできるだけ市民にですね、わかりやすくしていただきたいと思っております。今後こういった形での、今回はスポーツ施設あるいはそれに準じるってことになっております。いろんな形で広域行政をこの後ずっとおやりになっていらっしやいまして、これから後ずっと今から議案書がでてくるわけですが、非常にこれは私は画期的なことだと思っておりますが、これ市長にですね、最後ちょっと3回目ですからお聞きしたいというか、今後のお考えというか、まず私がかって広域の相互利用で質問した中で、図書の相互利用という形をご質問させていただきました。これ4市1町での相互利用という形で質問をさせていただいたんですが、なかなか各自自治体間の壁があってですね、非常に言うはやすいが行うはがたしてことで、大変難しいなあということを感じました。その中で、私は太宰府市がイニシアチブをとったと思ってるんですが、太宰府市と筑紫野市と大野城市と3市で図書の相互貸し出しをやられました。これが一気に福岡県の都市圏まで相互図書の貸し出しが広がったわけですね。

そういう意味で言ったら、非常に太宰府市、太宰府市長の一つの大きな市としての私は成果じゃないかなと、そういう流れの中で今回のこのスポーツ施設等の拡大もこういう形で行われたんじゃないかと、こういうことを思ってるわけです。

その辺で、ちょっと市長のお考えと、それからあわせてですね、スポーツ施設だけでなくですね、文化施設等もあるわけでございますので、そういったことも今後やはり大いに拡大していただきたいという思いがあるわけですが、これはもう市長にお聞きするしかないと思いますので、お願いしたいと思います。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいまご質問の広域的な文化施設等の利用でございますが、ご承知のように福岡都市圏は、いわゆる福岡市を中心といたします周辺都市で行政整備協議会等々で、すべての行政で非常に連絡、協調をしております。したがって、今後は文化施設、図書館等はもう既に実施しておりますし、今度は体育施設、そのほか行政分野におきましても、できるだけ福岡都市圏の中で共通の、また広域の利用をすべき事項がございましたら、積極的に私は協調していくというふうなことでやっていきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員の質疑は終わりました。

次に、11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 議案第4号につきましては4点質疑を出しておりましたが、清水議員と同じ質疑が2点ありましたので、それと、それにちょっと追加をしましてお尋ねしますが、まず施設使用料金について、今回議案第15号で広域利用の目的に沿った利用体系にするとの理由で、野球場の使用料金の値上げが提案をされております。関係自治体のスポーツ施設の使用料金の設定というのは今後ですね、一律にするような、横並びにするようなお考えということですか、そういう方向性があるのかどうか。

それで、先ほど当面は現状維持のままいくけれども、行く行くは料金の改定をすると言われました。要するに、市内と市外の差をつけないということなんです、その際にですね、また

改正が必要になってきますよね。そのときに料金値上げの心配というかですね、可能性はあるのかどうか1点。

それと2点目に、広域利用に伴う経費としてはどういうものが考えられて、予算の方は計上がされてるのかどうか。

3つ目に、今後ほかの施設の利用料金について、改正する考えを持っているのかどうか。

以上、お尋ねします。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 先ほど清水議員のご質問にお答えしましたけども、重複しない部分についてお答えいたします。

まず、施設の利用料金についてでございますけれども、受益者負担の原則、また管理委託料など、費用に占める料金収入の割合、つまり費用対効果などを積算し、利用者の応分の負担として設定をいたしております。

今回、利用料金の改定を行う北谷運動公園の野球場につきましては、以前より市内・市外の料金を設定しておりまして、その額を筑紫地区並みに近づけるものでございます。現在、当該施設は筑紫地区内でも一番低い料金設定となっております。今回まず、筑紫地区での格差を縮めるとともに、市内・市外の料金は設定しますけれども、将来的には料金格差の解消を目指すことといたしております。

また、今後改正して値上げはあるかという追加のご質問でございますけれども、先ほど申しました受益者負担あるいは費用対効果などを精査して、検討することになるかと思えます。

2点目の広域利用に伴う経費を計上しているかということにつきましては、新年度予算には計上をいたしておりません。今後、この広域利用を都市圏で統一して推進していく中で、施設のPRや制度を各自治体で市民に周知させるための経費あたりが将来的には必要になってくるのではないかと考えております。

3点目の今後の施設利用料金の改定の考え方についてでございますけれども、受益者負担の原則の考え方の中で利用者の応分の負担を念頭に置きまして、市民が利用しやすい料金を設定していくとともに、広域利用の観点から、まずは筑紫地区での格差を縮めるとともに、将来的には市内・市外の料金格差はもとより、福岡都市圏での統一料金の設定を目指すことといたしております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） その受益者負担の考え方ということもあって、今後は市内・市外の差をなくすというところで、今の料金設定よりも値上がりする可能性がさらにあるということで理解してよろしいでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 必ずしも値上げにつながるとは言いきれないと思えます。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員の質疑は終わりました。

これから討論を行います。

議案第4号について討論はありませんか。

11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 広域でスポーツ施設を利用できるということについては、やはり市民にとってメリットのあることだと思いますので、特に反対する理由というのはないとは思いますが、ただそれに伴って市内の施設の料金が上がったりですね、また予約がいっぱいで利用ができなくなってしまうような状況が出る可能性がありますね、単純に賛成はできませんし、市民の理解も得られないのではないかとこのように思います。

公の施設というのは、やはりその地域に住む住民が一番いかに使いやすいかを考えていくことが一番だということに思いますし、今現在でもほかの市やまちの施設が全く使えないかといえば、そんなことはありません。市内と市外の料金の違いはありますけれども、ほとんどの施設が利用できているような状況です。今なぜいきなりスポーツ施設等の広域利用かを考えたときに、1つ心配なのがスポーツ施設の指定管理者制度への移行です。これに拍車がかかっているのではないかとこの心配があるということ、そして今後ですね、料金がまた上がる可能性が十分に考えられるということで、この議案については反対をいたしまして、討論を終わります。

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第4号を可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、議案第4号は可決されました。

可決 賛成17名、反対2名 午前10時28分

~~~~~

日程第7 議案第5号 筑紫公平委員会設置規約の一部変更に関する協議について

議長（村山弘行議員） 日程第7、議案第5号「筑紫公平委員会設置規約の一部変更に関する協議について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論、採決を行います。

議案第5号について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第5号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第5号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時29分

~~~~~

日程第8 議案第6号 筑紫地区介護認定審査会の共同設置に関する規約の一部を変更する規約の協議について

議長(村山弘行議員) 日程第8、議案第6号「筑紫地区介護認定審査会の共同設置に関する規約の一部を変更する規約の協議について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論、採決を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第6号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第6号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時29分

~~~~~

日程第9 議案第7号 福岡都市圏広域行政推進協議会を設ける市町村の数の減少及びこれに伴う福岡都市圏広域行政推進協議会規約の一部変更に関する協議につ

いて

議長（村山弘行議員） 日程第9、議案第7号「福岡都市圏広域行政推進協議会を設ける市町村の数の減少及びこれに伴う福岡都市圏広域行政推進協議会規約の一部変更に関する協議について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論、採決を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第7号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第7号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時30分

~~~~~

日程第10 議案第8号 福岡都市圏広域行政事業組合を組織する市町村の数の減少及びこれに伴う福岡都市圏広域行政事業組合規約の一部変更に関する協議について

議長（村山弘行議員） 日程第10、議案第8号「福岡都市圏広域行政事業組合を組織する市町村の数の減少及びこれに伴う福岡都市圏広域行政事業組合規約の一部変更に関する協議について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論、採決を行います。

議案第8号について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第8号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第8号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時31分

~~~~~

日程第11 議案第9号 福岡都市圏競艇等事業組合を組織する市町村の数の減少及びこれに伴う福岡都市圏競艇等事業組合規約の一部変更に関する協議について

議長(村山弘行議員) 日程第11、議案第9号「福岡都市圏競艇等事業組合を組織する市町村の数の減少及びこれに伴う福岡都市圏競艇等事業組合規約の一部変更に関する協議について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論、採決を行います。

議案第9号について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第9号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第9号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時32分

~~~~~

日程第12 議案第10号 福岡都市圏の市町村の図書館等を相互に他の市町村の住民の貸出  
利用に供することに関する規約の一部変更に関する協議について  
議長（村山弘行議員） 日程第12、議案第10号「福岡都市圏の市町村の図書館等を相互に他の市  
町村の住民の貸出利用に供することに関する規約の一部変更に関する協議について」を議題と  
します。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めま  
す。

これから討論、採決を行います。

議案第10号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第10号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第10号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時33分

~~~~~

日程第13 議案第11号 筑紫地区介護認定審査会事業特別会計条例の制定について

議長（村山弘行議員） 日程第13、議案第11号「筑紫地区介護認定審査会事業特別会計条例の制
定について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めま
す。

議案第11号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第14から日程第19まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第14、議案第12号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」  
から日程第19、議案第17号「太宰府市文化財保護条例の一部を改正する条例について」までを  
一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第14から日程第19までを一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第12号から議案第17号までは総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第20と日程第21を一括上程

議長(村山弘行議員) お諮りします。

日程第20、議案第18号「太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について」及び日程第21、議案第19号「太宰府都市計画事業佐野土地地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第20及び日程第21を一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第18号及び議案第19号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第22 議案第20号 太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

議長(村山弘行議員) 日程第22、議案第20号「太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可します。

13番清水章一議員。

13番(清水章一議員) 非常に市民にとって大変朗報かなあと私は思っております。

乳幼児医療の助成拡大についてですね、今までずっと長いこと財政事情が厳しいということで、なかなか拡大に踏み込まれなかったわけですね。そういった中で請願が出されまして、議会で全会一致で採択されまして、それを受けて市の方から平成15年10月から入院について就学前まで拡大をされたわけでございます。市民の方々から非常に太宰府市は乳幼児医療の助成の拡大については大変遅れているということを言われてきた中でですね、ようやく平成15年10月からそういう形で拡大をされました。

経過ですが、ちょうどその決断の後、タイミングよく平成16年1月から県の助成事業が広がったということで、市の単独予算は3か月で済みまして、減額補正が組まれたわけございま

す。今回も、平成16年度もこの補正の方の予算を見ますと1,000万円の減額補正がされておりまして、予想したよりも利用者数が少なかったのかなあと。こういった背景、それに新年度の予算を見てみますと830万円ほどの医療費の拡大分として予算計上がなされております。これプラス・マイナスを計算するとどうなるのか。7月1日からの部分でございますので、どうなるかなと。そんなに変わらないかなというような形での予算の今回の経過の措置があったのか、それとも今まではですね、非常に先ほど申しましたように財政が厳しいという形の中で言われてきたわけですが、新年度からはさらにより一層財政事情が厳しくなってきたわけですが、今回この子育て支援、こういう形の中で勇氣ある決断をされたわけですが、一種の政策転換があったのかなあというような感じもしないわけでもないんですが、その辺のことをですね、まずお聞きをしておきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） 乳幼児医療費助成の対象年齢を通院について1歳引き上げ、4歳未満までに拡大した理由についてご説明いたします。

福祉でまちづくりを進めていく上で、次世代育成支援対策の施策は大変重要な課題であります。

本市におきましては、これまで様々な角度から子育て支援の取り組みを進めてまいりました。この中で、小児医療の充実が乳幼児の健康の向上と健やかな成長のための環境づくりに大きな役割を果たしてきております。しかしながら、乳幼児医療費に関して子育て家庭の不安や医療費助成の要望もアンケート調査等から多数上がってきております。

今回の乳幼児医療費制度の拡充は、次世代育成支援として子どもを安心して産み、育てることができる環境をさらに整え、進めていくことが市民ニーズにこたえていく緊急の取り組みであると考え、拡充の判断をいたしました次第でございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員の質疑は終わりました。

議案第20号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第23 議案第21号 平成16年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について

議長（村山弘行議員） 日程第23、議案第21号「平成16年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第21号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~

日程第24と日程第25を一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第24、議案第22号「平成16年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」及び日程第25、議案第23号「平成16年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第2号）について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第24及び日程第25を一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第22号及び議案第23号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第26と日程第27を一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第26、議案第24号「平成16年度太宰府市水道事業会計補正予算（第3号）について」及び日程第27、議案第25号「平成16年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第3号）について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第26及び日程第27を一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第24号及び議案第25号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~

議長（村山弘行議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は3月11日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前10時42分

~~~~~